

校区市民館使用の手引き

一般用

令和6年1月 発行
豊橋市 市民協働推進課

豊橋市には、50館の校区市民館があります。

校区市民館(公民館)は、地域住民のために各種の事業を行い、教養の向上、健康の増進、生活文化の振興、社会福祉の増進等に寄与することを目的としています。

施設	校区市民館(49館)	前芝校区市民館						
使用について	<ul style="list-style-type: none"> ○コミュニティ活動や生涯学習活動(サークル活動・研修会など)の場として使用できます。 ○所定の用紙で、使用しようとする日の属する月の2ヶ月前1日から(営利目的の場合は1ヶ月前)使用期日前5日までに直接施設にお申し込みください。ただし、使用が引き続き7日を超えるものは、使用できません。 ○校区住民が地域コミュニティ活動などで校区市民館の設置目的にあった使用をする場合、使用料は無料です。 	<ul style="list-style-type: none"> ○コミュニティ活動や生涯学習活動(サークル活動・研修会など)の場として使用できます。 ○所定の用紙で、使用しようとする日の属する月の2ヶ月前1日から(営利目的の場合は1ヶ月前)使用期日前5日までに直接施設にお申し込みください。ただし、使用が引き続き7日を超えるものは、使用できません。 						
	○自治会・PTAなどの公共的団体がコミュニティ活動などで使用をする場合は使用料が免除されます。							
開館時間	9:00～22:00 (地域スタッフは午後の5時間のみ勤務しています)	9:00～21:00 ※コミュニティの会議など、指定管理者が認め、教育委員会が承認した場合、22:00まで使用可						
休館日	年末年始(12/29～1/3)	月曜日、 年末年始(12/29～1/3)						
使用区分	午前(9:00～12:00) 午後(13:00～16:00) 夜間(17:00～22:00)	午前(9:00～12:00) 午後(13:00～16:00) 夜間(17:00～21:00※22:00まで)						
貸出し施設 ※使用区分により料金が異なります		午前	午後	夜間		午前	午後	夜間
	和室	1,110円	1,110円	1,900円	和室	790円	790円	1,190円
	集会室	1,110円	1,110円	1,900円	集会室	790円	790円	1,190円
	会議室	占有は不可			会議室	590円	590円	790円
	実習室				実習室	980円	980円	1,380円
	研修室				生涯学習センターと同等の金額としています			
※営利を目的とした使用の場合、通常料金の3倍の料金を徴収します								

○使用承認後、規定の使用料を使用期日の5日前までにお支払いください。
納入した使用料は返金できません。

I 校区市民館の設置目的・使用基準

1. 市民館設置目的

地域住民の教養の向上、文化振興や社会福祉の増進に寄与することなどを目的としています。

2. 営利事業での市民館の使用

習い事教室や学習塾など、地域に対して学びの機会を提供するような一部の営利事業などであれば市民館を使用することができます。

(1) 参加者等より実費相当を超える料金徴収をする

例：講師が参加者より月謝を徴収するヨガ教室

不特定多数の人を対象として実施する有償のコンサート

(2) 外部の営利事業について市民館の活動の中で宣伝を行う

例：別の場所で行っている学習塾のチラシを無償の学習支援活動にて配付する

ただし、物品の販売や商品の紹介、展示、注文、実演、契約行為などについては市民館の設置目的に合致しないため、使用不可です。

3. 使用目的による使用基準

(1) 自主グループ活動等の使用基準

趣味の集まりなど、自主的な活動を行うグループは原則営利を目的としない活動です。ただし、講師が料金徴収の文言を伴う宣伝や会員募集を行う場合、講師が主体となった活動とみなします。

また、グループ活動の発表の場として、観覧料、入場料を徴収する場合は、自主グループが営利事業の活動を行っているとはみなしません。

(2) 法人・個人事業者等の使用基準

- ① 社員研修等、会社の社員対象の会議や、採用面接などを行う場合
- ② 当該会社が地域住民に法律等の規定により事業説明を行う場合
- ③ 会社等の使用であっても、公共的な目的をもった使用の場合
- ④ 有償（実費相当以下）の習い事教室、講座を開催する場合

(3) 政党・政治団体等の使用基準

- ① 政党・政治団体の構成員の内部研修を行う場合
- ② 後援会（個人、政党）の総会や集いを行う場合
- ③ 国政・県政・市政報告会、政党・政治団体の演説会等を行う場合
- ④ 選挙期間中公職選挙法に規定された個人演説会を行う場合

(4) 宗教団体等の使用基準

- ① 特定の宗教に偏らず、布教活動等の色彩のないもので、広く一般市民を対象にして有益と考えられる場合
- ② 宗教団体内部の会議に使用する場合
- ③ 宗教団体会員だけの講演会・学習会に使用する場合

(5) 使用できない活動の基準

設置目的(教養の向上、文化振興や社会福祉の増進など)に合致しない活動については、校区市民館で実施することはできません。

- ① 物品の販売、紹介、展示、注文、試食、実演、契約行為などの営利事業
- ② 特定の候補者を支持する活動や政党の利害に関わる事業
- ③ 宗教の布教活動、祈祷や葬儀など宗教活動
- ④ 法令に抵触する可能性のある活動、マルチ商法、靈感商法などの紹介や宣伝、講座にあたる活動
- ⑤ その他、施設の管理・運営上許可できない活動

II グループ活動の紹介・宣伝などに関して

1. 市民活動グループ紹介のチラシ配布について

活動を継続的に続けるための新規会員加入を呼びかける場合、常識の範囲内で行ってください。宣伝、チラシの配布は許可します。

ただし講師が料金徴収の文言を伴う宣伝や会員募集を行う場合、講師が主催とする活動とみなします。グループの宣伝は講師ではなくグループやグループメンバーが行ってください。

2. 講演会など事業開催案内チラシの配布について

市民館を使用して講演会などの事業を実施する場合、案内チラシを配布していただいで結構です。

III 「施設の管理・運営上」での使用制限等に関して

1. 校区市民館での音や汚損等に関して

- (1) 大きな音等により他の利用者に迷惑をかけることが予測される場合使用できません。
- (2) 床や壁等を汚したり破損することが予測される場合使用できません。

2. 市民館での飲食・喫煙等に関して

(1) 飲食について

- ① 地域のレクリエーション行事、居場所づくり活動、支え合い活動など地域のコミュニティ活動などに伴う飲食については許可します。
- ② 実習室を使用した調理実習にともなって集会室などを使用する以外、飲食だけを目的とする部屋の使用はできません。
ただし、長時間にわたる会議等で休憩を取って昼食をとる場合にはご相談ください。

※飲食や調理に伴って発生するごみ等は、必ず持ち帰ってください。

(2) 喫煙について

市民館の建物及び敷地内では全面禁煙です。

(3) 誕生会・パーティなどについて

クリスマス会、誕生パーティーなど個人的な使用では使用できません。

(4) ダンス等について

床などを傷つけないこと、後片付けをきちんと行うことなど使用のきまりを厳守することを条件に、使用を許可します。

校区市民館一覧

No.	館名	住所	電話番号	No.	館名	住所	電話番号
1	東田校区市民館	仁連木町15	61-9822	26	幸校区市民館	西幸町字笠松184-1	45-9666
2	松葉校区市民館	大橋通三丁目107	53-4794	27	福岡校区市民館	橋良町字東中山3-2	45-9680
3	津田校区市民館	横須賀町宮前10-2	31-9644	28	栄校区市民館	北山町字東浦46-12	45-9675
4	磯辺校区市民館	駒形町字丸山60	46-9440	29	嵩山校区市民館	嵩山町字宮下83-1	88-1412
5	大崎校区市民館	大崎町字柿ノ木16	25-2045	30	二川校区市民館	大岩町字東郷内4-8	41-1240
6	鷹丘校区市民館	西小鷹野三丁目7-1	61-9821	31	高根校区市民館	西七根町字北浜辺147-1	21-2941
7	下条校区市民館	下条東町字西浦61-3	88-1420	32	老津校区市民館	老津町字宮脇15-1	23-1485
8	多米校区市民館	多米中町二丁目27-1	61-9823	33	下地校区市民館	下地町字宮前68	53-4481
9	旭校区市民館	旭町字旭535-2	53-4795	34	牟呂校区市民館	牟呂中村町1-4	31-9650
10	谷川校区市民館	中原町字東ノ谷1-11	41-4963	35	吉田方校区市民館	吉川町118	31-9651
11	花田校区市民館	西羽田町247	31-9612	36	天伯校区市民館	天伯町字高田山137-1	45-9709
12	高師校区市民館	上野町字上原99-10	45-9716	37	大清水校区市民館	南大清水町字元町78	25-1243
13	野依校区市民館	野依町字諏訪149-1	25-2146	38	向山校区市民館	向山西町5-1	53-4477
14	植田校区市民館	植田町字池下63-1	25-2046	39	玉川校区市民館	石巻本町字野添11-1	88-5441
15	牛川校区市民館	牛川町字中郷13-28	53-9533	40	細谷校区市民館	細谷町字中ノ島54-1	21-2943
16	西郷校区市民館	石巻平野町字中野田100-3	88-1422	41	飯村校区市民館	飯村南四丁目6-4	61-9892
17	石巻校区市民館	石巻町字西浦16	88-1424	42	富士見校区市民館	富士見台二丁目1-5	23-1402
18	石巻校区市民館 金田分館	石巻町字藪下1-1	88-5757	43	中野校区市民館	橋良町字向山61-2	48-4003
19	小沢校区市民館	小島町字荒巻81-1	21-2844	44	八町校区市民館	八町通五丁目5	53-9472
20	豊南校区市民館	西赤沢町字南ノ谷99-9	21-2845	45	二川南校区市民館	大岩町字前荒田145-2	41-4964
21	賀茂校区市民館	賀茂町字宗末41-1	88-1421	46	汐田校区市民館	牟呂町字北汐田50-1	47-4761
22	芦原校区市民館	芦原町字嵩山地36-4	45-9718	47	松山校区市民館	西松山町42	56-5818
23	岩田校区市民館	中岩田四丁目1-2	61-9861	48	つつじが丘校区市民館	佐藤五丁目16-1	64-5109
24	豊校区市民館	西岩田五丁目6-2	61-9860	49	新川校区市民館	前田中町8-22	54-1590
25	大村校区市民館	大村町字地之神7-4	53-9658	50	前芝校区市民館	前芝町字塩見5-1	32-3750

市民館使用のお問い合わせ

「校区市民館使用の手引き」は各市民館においてあります。
 詳細は、各市民館へ直接お問い合わせください。
 各館の情報はホームページにも掲載されています。
 右のQRコードからアクセスしてください。



校区市民館／市民協働推進課 (☎51・2484 / FAX56・5128)
 生涯学習センター／教育委員会生涯学習課 (☎51・2849 / FAX56・5105)